

区分	損失の程度	猶予期間	備考
1 全財産で判定する場合	① 全財産の価額に占める被災による損失の額の割合が20%から50%までの場合	8か月	この場合の全財産とは、被災する前の直近の決算書の <u>貸借対照表の資産の合計額</u> とする。また、損失の額とは財産の評価額及び付随する諸費用等その他実態を踏まえた額とする。ただし、負債の部の額は考慮しない。
	② 全財産の価額に占める被災による損失の額の割合が50%を超える場合	1年	
2 重要な財産で判定する場合			
(1) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が20%から50%までの場合	8か月	左記の損失の割合は、その財産の区分ごとに算出することができる。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が50%を超える場合	1年	
(2) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%を超える場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が10%から25%までの場合	8か月	左記の損失の割合は、その財産の区分ごとに算出することができる。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が25%を超える場合	1年	

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた金額は、上記の損失の額から控除する。